

# 郡山市地域包括支援センター運営協議会設置規則

平成18年3月27日

郡山市規則第12号

(設置)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46に規定する地域包括支援センター（以下「センター」という。）について、郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年郡山市条例第54号）第2条第2項の規定により適切、公正かつ中立な運営を確保するため、郡山市地域包括支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) センターの設置及び担当地域の承認に関する事項
- (2) センターの設置者の選定及び変更の承認に関する事項
- (3) センターの運営及び評価に関する事項
- (4) 高齢者サービスその他の地域における多様なサービスとのネットワークの形成に関する事項
- (5) センターの職員管理に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 協議会は、センターの運営に関する事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから地域の実情を勘案して、市長が委嘱する。

- (1) 法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等又はこれらの者に係る団体の代表者
- (2) 法第23条に規定する居宅サービス等の利用者又は法第9条第1号に規定する被保険者若しくは同条第2号に規定する被保険者
- (3) 地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者
- (4) 地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部地域包括ケア推進課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行の日以降に委嘱される最初の委員の任期については、第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成20年郡山市規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年郡山市規則第31号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成23年郡山市規則第25号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年郡山市規則第34号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。